

# 東京都

# 子どもを受動喫煙から守る条例



## 子どもを受動喫煙から守ろう!



平成30年  
**4月1日**  
施行

1. 子どもの生命及び健康を受動喫煙の悪影響から保護するための環境整備に関する事項を定めています。
2. 受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深めるとともに、いかなる場所においても、子どもに受動喫煙をさせることのないよう努めるなど、都民の責務に関する規定を設けています。

条例の全文、その他健康に関することについて以下のホームページに掲載しています。

[とうきょう健康ステーション](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/) **検索**

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/>



リサイクル適性<sup>®</sup>  
この印刷物は印刷用の紙へ  
リサイクルできます。



東京都福祉保健局